

保育料に関するご案内（0～2歳児クラス）

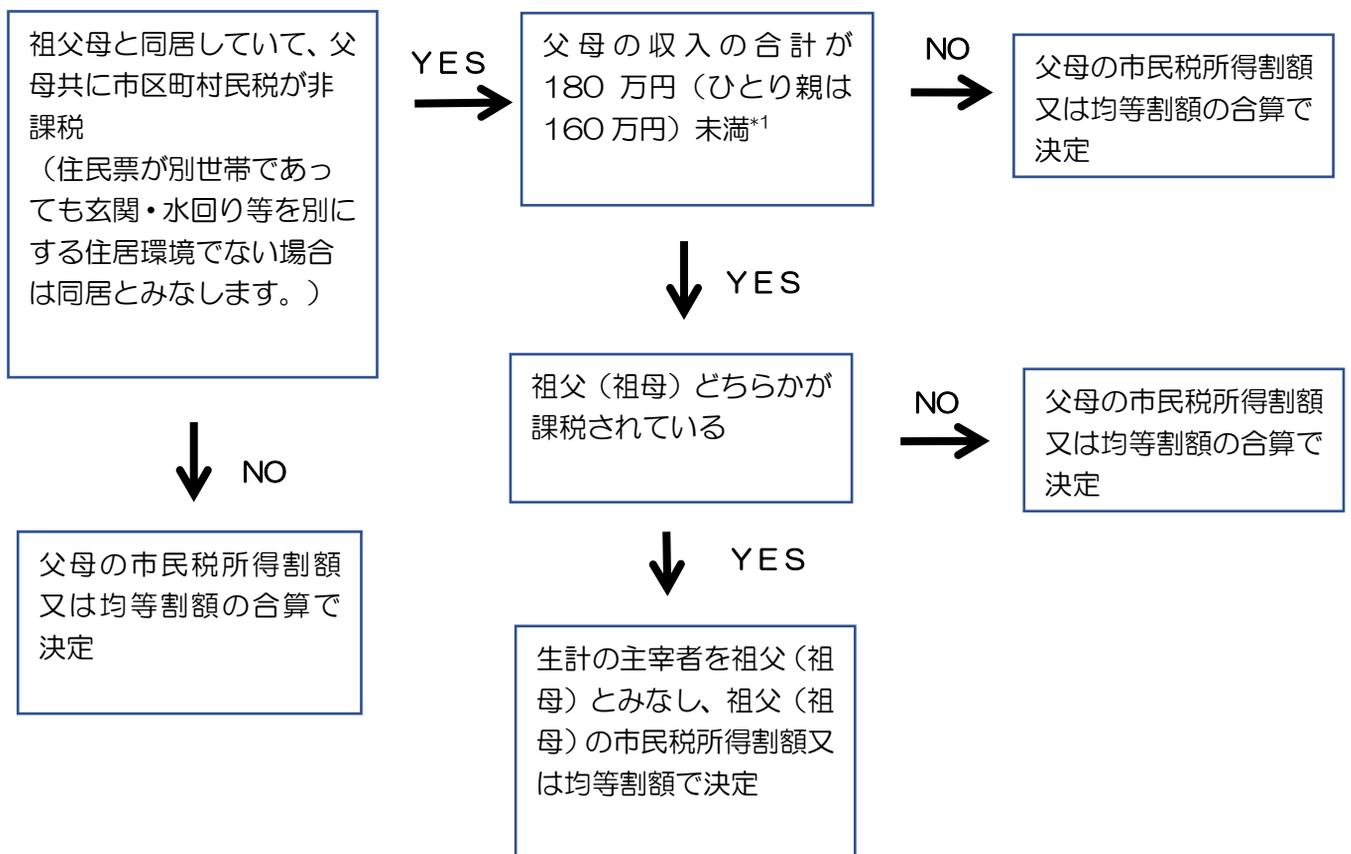
※令和6年9月以降の保育料の算定方法

保育料の算定方法について

父母の市町村民税の所得割額又は均等割額の合算で階層区分を決定します。住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除等の税額控除は適用いたしません（控除前の税額で階層決定いたします）。

〔祖父母と同居している方〕

父母とも（ひとり親の場合父又は母）が**非課税**の場合は下記の条件により、祖父又は祖母の課税額で保育料を決定いたします。



*1 父母の収入額が不明な場合は、祖父（祖母）の市民税所得割額又は均等割額で保育料を決定します。

ひとり親世帯等に対する負担軽減について

C1階層からD7階層に属する世帯のうち、保護者又は保護者と同一の世帯に属する方が以下の(ア)から(キ)のいずれかに該当する場合は、保育料の負担軽減措置がありません。

- (ア) 母子及び父子。配偶者のない者で現に児童を扶養している方
(支給認定保護者と同一世帯に属する者が該当する場合は除く。)
- (イ) 身体障害者手帳の交付を受けた方(在宅に限る。)
- (ウ) 療育手帳の交付を受けた方(在宅に限る。)
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方(在宅に限る。)
- (オ) 特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅に限る。)
- (カ) 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な方(在宅に限る。)
- (キ) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準する程度に困窮していると認める方

多子世帯に対する負担軽減について

市町村民税の所得割額が57,700円(「ひとり親世帯等に対する負担軽減」に該当する場合は77,101円)未満の世帯においては、生計を一にする子どものうち最年長の者から順に、2人目の保育料月額「我孫子市保育料月額表」の各階層の()内の額とし、3人目以降の保育料月額は0円となります。

◆◇生計を一にするとは◇◆

必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、就学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は、「生計を一にする」となります。